

# つやま企業サポート事業

## 生産性向上 I C T 導入サポート補助金交付要領

令和 4 年 4 月 1 日制定

(目的)

- 第 1 条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、市内事業者がシステム構築による I C T ソリューションを新たに導入するための事業費等に対して、つやま企業サポート事業生産性向上 I C T 導入サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内事業者の生産性向上を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和 4 2 年津山市規則第 1 3 号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第 2 条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第 2 条第 1 号に定める中小企業者等（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、補助金交付要綱第 3 条第 2 項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象者が、システム構築をされた I C T ソリューション（以下「ソリューション」という。）を事業所に導入するとき、その申請に基づき補助金を交付する。ただしシステム構築が不要で、インストールのみで使用できるものやシステムの基礎的機能により容易に構築できるものは除く。

2 本事業におけるソリューションは、次の各号のいずれかに該当する生産性を向上させる工程あるいは効率化させる工程の機能を有しているものとする。

- (1) 顧客対応・販売支援
- (2) 決済・債権債務・資金回収管理
- (3) 調達・供給・在庫・物流
- (4) 会計・財務・経営
- (5) 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務
- (6) 汎用・自動化・分析ツール
- (7) その他センターが必要と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は事業に要する導入経費等とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、パソコン等設備購入費、ソフトウェア及びそのライセンス費用(クラウドサービスにあつてはその利用料)、当該ソリューション導入後の維持管理のための費用は除く。

- (1) システム設計費
- (2) システム構築費
- (3) その他センターが適当と認める経費

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、補助金の交付決定の日から、当該年度末日の10日前までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、2月末までにセンターに提出しなければならない

- (1) 交付申請書に掲げる書類
- (2) 市税完納証明書
- (3) 見積書
- (4) その他センターが必要と認める書類

(補助金の制限)

第7条 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の2分の1以内とし、同一年度内において20万円を限度とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し
- (2) 事業成果の分かる書類
- (3) その他センターが必要と認める書類

(補助金の支払い方法)

第9条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。